

# 社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法・女性活躍支援法に基づく行動計画)

すべての職員がその能力を発揮し、仕事と生活それぞれの充実を図り、働きやすい雇用環境の整備を進めるため、次のとおり行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの 5年間

2. 内容

**目標1 育児・介護等との両立支援のための情報提供を行うとともに、制度の利用促進を図ります**

〈対策〉

- 規程の周知とともに、各事業場において休暇を取得しやすい環境整備に努めます。

**目標2 職場と家庭の両方において充実を図るため、所定外労働時間の削減を図ります**

〈対策〉

- 所定外労働の現状を定期的に把握するとともに、効果的・効率的な業務遂行方法を検討し、具体化します。
- 毎週金曜日をノー残業デーとして設定し実施します。

**目標3 年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間11日以上とします**

〈対策〉

- 年次有給休暇の取得状況について定期的に実態を把握し、目標達成に努めます。
- 職員の誕生日には積極的に年次有給休暇を取得してもらえるよう環境を整備します。